

春日井市旅館等連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市旅館等連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び審査するものとする。

- (1) 春日井市旅館等の建築の規制に関する条例（平成4年春日井市条例第21号以下「条例」という。）の規制に基づく審査に関すること。
- (2) 条例の運用に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、まちづくり推進部長をもって充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係部長を臨時委員として置くことができる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり推進部建築指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部長

総務部長

市民生活部長

健康福祉部長

環境部長

消防長

教育部長